

第三者提供について事前同意のお願い

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者（当組合を含む）は、予め本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされています。しかし、被保険者等にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者等にとって合理的であるとはいえないものについては、予め公表しておいて被保険者等から特段明確な反対・留保の意思表示がないものについては「同意」が得られたものとして取り扱ってよいこととされています。

当組合では、以下の事項についてその趣旨に該当するものいたしますので、同意されない場合には、書面にて当組合までお申し出ください。お申し出が無い場合には、同意していただいたものとさせていただきます。

- 1 高額療養費に該当した場合には、被保険者からの申請に基づかず支給すること。また、その支給は事業主を経由して行うこと。
- 2 付加給付は被保険者の申請に基づかず支給すること。
- 3 医療費のお知らせについては、世帯分をまとめて被保険者本人に通知すること。
- 4 三菱重工業(株)が保有する健康管理システムを利用して実施する三菱重工グループ全体の被保険者の健康維持増進および疾病予防費のために、三菱重工業(株)へ被保険者の情報を提供すること。(データヘルス計画に基づく事業主とのコラボ対応)

なお、提供する情報は「氏名、従業員番号、被保険者 記号・番号、性別、生年月日、所属・電話番号等の連絡先情報」の基本情報に限定します。